

## 令和4年度農福連携等マッチング支援事業仕様書

### 1 委託事業名

令和4年度農福連携等マッチング支援事業

### 2 事業の目的

本事業は施設外就労等の場を求める就労継続支援事業所(以下「事業所という。’)と農業・林業・水産業の経営体との農作業等のマッチング支援のほか、事業所等を対象とした農福連携セミナーを開催することによって、事業所の農福連携等の取組を推進し、障がい者の工賃向上等に資することを目的に実施する。

### 3 業務を委託する期間

契約締結の日から令和5年3月31日

### 4 事業の内容

乙が本事業において実施する業務内容は、以下のとおりとする。

#### (1) 農福連携推進センターの設置

乙は、県内全域を対象として、就労継続支援事業所及び農業・林業・水産業(いずれも加工業を含む。)の経営体を訪問し、ニーズの掘り起こしからマッチング支援までを一環して行う農福連携コーディネーターを配置した「農福連携推進センター」を設置すること。

農福連携コーディネーターは2名以上配置することとし、少なくとも1名は常勤とすること。なお、農福連携コーディネーターは、農業又は障害福祉サービス事業所に関わる業務に従事した経験のある者が望ましい。

また、本事業におけるマッチングの対象は農業・林業・水産業の経営体としているが、農業を中心にマッチングを図ること。

#### (2) 農福連携推進センターの運営

乙は、原則として、県開庁日の午前9時から午後5時まで、以下によりセンターを運営すること。

- ①就労継続支援事業所訪問面談の実施
- ②就労継続支援事業所の施設外就労等ニーズの取りつなぎ
- ③農福連携アドバイザーによる農作業等のニーズの情報収集及び就労継続支援事業所への情報提供
- ④事業所見学会・農作業等体験会の実施に向けた調整等
- ⑤請負契約締結に向けた各種助言
- ⑥就労支援機関等の連携や農業・林業・水産関係団体との連携
- ⑦センターのホームページの設置による情報発信
- ⑧報告書の作成、提出等

#### (3) セミナー等の開催

乙は、農業経営体等への施設外就労の実施により、工賃・賃金向上や一般就労につながった県内外の優良取組事例の紹介を行うセミナーや就労継続支援事業所と農業経営体等が一同に介する農福連携マッチング会の開催等を企画し、年1回以上開催すること。

#### (4) 会計業務

乙は、次に掲げる会計業務を行うものとする。

なお、支出に当たっては、乙の代表者又は代表者から委任を受けた者が決裁した上で支出するものとし、複数によるチェックを基本とする。

①支払事務

報酬、共済費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金、所得税、住民税等

②各種手続事務

社会保険、雇用保険、法定事務（源泉徴収、年末調整、支払調書等）等

③契約事務

公共料金、パソコン等

④出勤簿の整備

出勤簿

⑤会計書類の整備

支出伺、領収書、現金出納簿、元帳、収支精算書

## 5 その他留意事項

(1) 乙は、業務の実施に当たっては、甲と緊密に連携し、不測の事態により業務を実施することが困難になった場合には、遅滞なくその旨を甲に連絡し、その指示に従うこと。

なお、乙は、業務の過程において甲から指示された事案については、迅速かつ的確に実施すること。

(2) 本業務に係る経費については、証拠書類に基づき精算すること。

(3) 備品等の管理については、善良なる管理者の注意義務をもって使用すること。

(4) 今回の委託に当たって甲から引継ぎを受けた文書（文書、図画及び写真並びに電磁的記録をいう。以下同じ。）及び乙が作成した文書については、全て甲に帰属するものとする。

(5) 農福連携セミナー等の案内のほか、各種広報物を作成・配布するに当たっては、事前に甲の確認を受けた上で行うこと。

(6) 契約書及び仕様書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定する。